

令和 5 年 11 月 1 日

石原産業株式会社

## 当社四日市工場における土壌汚染について

令和 5 年 10 月 31 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、四日市市役所へ当社四日市工場農薬製造工場跡地の一部において、土壌汚染を発見した旨の届出を行いました。

当社四日市工場において、当該農薬製造工場跡地の一部で新たに工場建設工事を行うにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 第 1 項の規定に基づき地歴調査を行い、工場建設予定地（3,805 平方メートル）において、当該敷地内で使用履歴のある有害物質および汚染のおそれのある有害物質について、自主的に土壌・地下水調査を実施しました。調査の結果、「ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、ふっ素及びその化合物、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、鉛及びその化合物」の土壌環境基準不適合が確認されました（「別紙、調査区域図」参照）。なお、調査区域の地下水流下流側の地下水を調査したところ、地下水基準に適合していたことから地下水を通しての汚染の拡散はないと考えられます。

### 1. 場所

石原産業株式会社 四日市工場内 農薬製造工場跡地  
三重県四日市市石原町 1 番地

### 2. 汚染の内容（土壌汚染）

農薬製造工場跡地の土壌から、下記の有害物質について、土壌環境基準不適合が確認されました。

#### ・土壌溶出量

	最大検出濃度 (mg/l)	環境基準 (mg/l)
1,2-ジクロロエタン	6.7	0.004
ジクロロメタン	3.8	0.02
ふっ素	13	0.8
セレン	0.38	0.01
砒素	0.22	0.01

#### ・土壌含有量

	最大検出濃度 (mg/kg-Dry)	環境基準 (mg/kg-Dry)
鉛	920	150

### 3. 汚染の由来

土壌汚染として確認された物質の由来は、当該農薬製造工場において過去の生産活動で使用していた物質の他、当該農薬製造工場以前の生産活動に伴うものです。

### 4. 対応方針

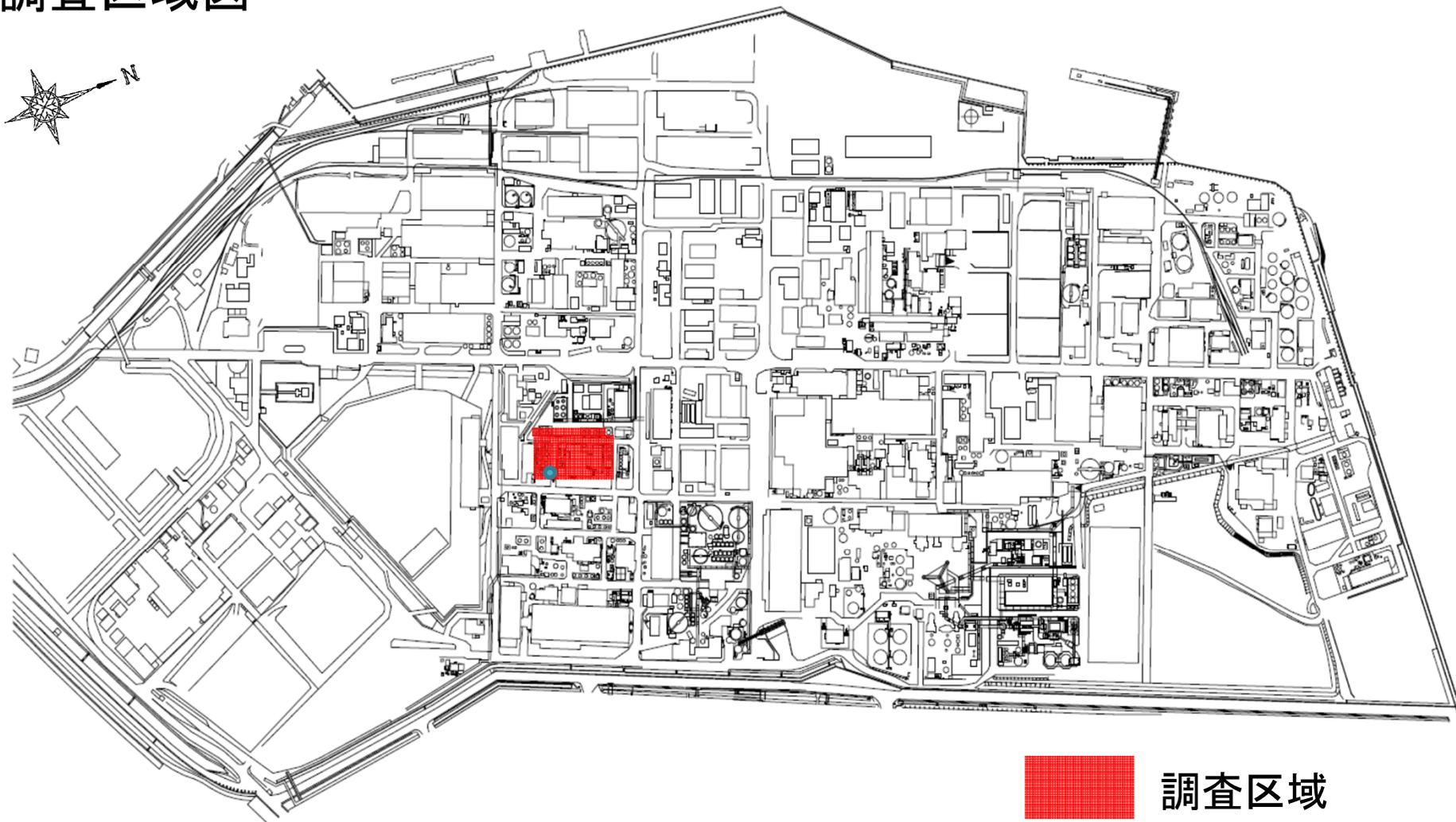
汚染区画については裸地部にシート養生を行うとともに立入禁止措置により直接摂取防止、飛散防止等の措置を講じております。

なお、四日市工場では、土壌・地下水汚染について学識経験者等のご指導を得ながら調査、修復に取り組むことを目的として、第三者委員会である「環境専門委員会」を設置し、対応を行っております。環境専門委員会において、四日市工場における土壌・地下水汚染対策の一つとして、既に四日市工場内にバリア井戸を設置し、汚染の拡散防止を図り、観測井にてその効果を確認しています。

引き続き、バリア井戸による汚染拡散防止を図り、観測井にてその効果を確認してまいります。

石原産業株式会社 広報委員会 四日市広報チーム  
TEL 059-345-6201 担当：伊藤,中村  
FAX 059-347-0345

# 調査区域図



調査区域



地下水調査位置